

香取広域市町村圏事務組合出動規程

平成18年 3 月27日

訓令第23号

平成20年 3 月21日訓令第 2 号

改正 平成21年12月 1 日訓令第10号

平成25年 3 月29日訓令第 5 号

令和 7 年 3 月28日訓令第 4 号

令和 7 年 9 月19日訓令第11号

令和 8 年 9 月24日訓令第 5 号

(目的)

第1条 この訓令は、香取広域市町村圏事務組合消防署の火災出動、救助出動、救急出動及びその他の出動に関する区分並びに任務分担等消防活動上必要な事項を定め、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）第1条の任務の達成を期し、もって地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(出動の区分)

第2条 出動の区分は、ちば消防共同指令センター（以下「共同指令センター」という。）指令判断基準に基づき区分する。

(出動区域)

第3条 火災出動、救助出動、救急出動及びその他の出動の出動区域については、共同指令センターにより直近選別方式とする。

(出動体制)

第4条 火災出動、救助出動、救急出動及びその他の出動体制については、別表第1のとおりとする。

2 前項の縮退時の出動体制については、別表第2のとおりとする。

(応援出動)

第5条 応援出動については、原則として消防職員の隊のみとする。

(報知信号等)

第6条 出動についての報知信号その他必要事項は、各署及び分遣所が定めた方法で行うものとする。

(その他)

第7条 その他消防活動上必要とする事項については、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成20年3月21日訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日訓令第10号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月29日訓令第4号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月19日訓令第11号）

この訓令は、令和7年11月1日から施行する。

附 則（令和8年9月24日訓令第5号）

この訓令は、令和8年11月7日から施行する。

[illegible]

別表第2（第4条）

縮退運用出動計画表

出動エリア			出 動 区 域
香取市	佐原	1	佐原(イ・ロ・ホ) 北(一丁目・二丁目・三丁目) 玉造 玉造(一丁目・二丁目・三丁目) 岩ヶ崎台 新寺 森戸 山之辺 大戸 大戸川 片野 上小川 関 大戸新田 谷中 寺内 鵜崎 西坂 西和田 堀之内 西部田 みずほ台(一丁目・二丁目・三丁目)飯島 川尻 昭和町(い・ろ・は・に)多田島 佐原二 石納 野間谷原 牧野 与倉 鳥羽 観音
		2	篠原イ 香取 新市場 丁子 津宮 多田 吉原 大倉丁子 大倉 新部 釜塚
		3	大崎 長山 大根
	小見川	1	小見川 野田 本郷 八日市場 羽根川 入会地 下小川 南原地新田 新々田 小見 川上 高野 阿玉川 布野 下飯田 岡飯田 和泉 川頭 北原地新田 五郷内 久保 阿玉台
		2	一ノ分目 三ノ分目 富田 下小堀 増田 分郷 上小堀 下小堀新田 八日市場新田 小見川新田 上小堀 木内 虫幡 木内虫幡上小堀入会地大平 織幡 旗鉾
		3	内野 龍谷 山川 白井 油田 竹之内 米野井
	山田	1	田部 府馬 長岡 古内 志高
		2	神生 八本 仁良 新里 鳩山 桐谷
		3	小川 大角 山倉 坂
	栗源	1	岩部 荻毛 西田部 荒北 沢 本三倉 谷三倉 本三倉谷三倉入会
		2	福田 伊地山 九美上 下小野 助沢 本矢作 返田
		3	高萩
	十六島		佐原(ハ) 篠原ロ 磯山 加藤洲 扇島 中州 津宮新田 長島 八筋川 三島 境島 大島 筭島 市和田 公官洲 公官洲新田 大倉新田 附洲新田 一ノ分目新田 三ノ分目新田 富田新田
多古町	多古		多古 染井 飯笹 喜多 喜多井野 喜多大原 間倉 一鯨田 牛尾 島 船越 水戸 五反田 千田 林 次浦 出沼 大高 高津原 大門 桧木 井戸山 寺作 御所台 西古内 西古内大門入会 十余三 東松崎 川島 方田 南玉造 南中 南借当 南並木 南和田 中村新田 東輝 東部 北中
東庄町	東庄		笹川(い・ろ) 新宿 石出 東今泉 青馬 宮本 今郡 谷津 羽計 小座 栗野 小南 八重穂 夏目 宮野台 平山 小貝野 窪野谷 高部 大久保 舟戸 大友 貝塚 東和田 神田
佐原香取IC			東関東自動車道、上り、下り、佐原PA
多古IC			首都圏中央連絡自動車道、内回り